

最大1,000万円

横浜みどりアップ計画

この事業には財源の一部に「横浜みどり税」を活用しています

緑化助成のご案内

公開性のある緑空間の創出支援事業

地面緑化

屋上緑化

壁面緑化

フェンス・
擁壁等の緑化

道路等に
面した緑化

(公財)横浜市緑の協会では、横浜市内の、多くの人が訪れる**公開性**のある**民有地**において、**新規に50m²以上の緑化**を行う市民・事業者に対し、その費用の一部の助成を行っています。



助成の条件（助成の対象となる緑化内容は裏面参照）

- 不特定多数の方が自由に入れる民有地であること（市街化調整区域を除く）
- 新規に緑化する面積（助成対象面積）が50m²以上であること
- 法律等により緑化率の定めがある場合は、その基準を超えた部分の緑化であること
- 原則として、本事業で助成対象となる緑化は、他の助成等を受けていないことなど



助成対象経費

- 地面緑化、屋上緑化、壁面緑化などの緑化に係る工事費用

①	基盤整備及び灌水施設の工事費
②	①に要する材料、土壤及び樹木等の購入費
③	樹木等の植栽費
④	<ul style="list-style-type: none">緑化関連施設（園路、ベンチ等）の整備費壁面緑化を行うための誘因施設の整備費荷揚費（クレーン）、運搬費（トラック）、労務費 <p>※助成対象経費①～③の合計金額の30%が上限</p>



助成金額

- 助成対象経費の2分の1（ただし、上限1,000万円）

※一敷地での助成は同一年度で1回まで



申請期限

- 毎年1月31日まで

※年度内に当該助成制度による緑化整備を完了する必要があります。

公開性のある緑空間 で検索！

または、右記QRコードから
ホームページをご覧ください。



助成の対象となる緑化内容

地面緑化

対象場所

- ・建築物の敷地、駐車場
- ・多くの市民等が利用する駅前等の広場

助成対象 ※1

- ・中木2本以上の樹木緑化(必須)※2
- ・樹木緑化(高、中、低木)
- ・芝等緑化(芝・地被類、多年生草本)
※3※4

屋上緑化

対象場所

- ・敷地内建築物の屋上
(利用を前提とした公開性のある屋上で安全に立ち入れること)

助成対象 ※1

- ・樹木緑化(高、中、低木)
- ・芝等緑化(芝・地被類、多年生草本)
※3※4

壁面緑化

対象場所

- ・敷地内建築物の外壁

助成対象 ※1

- ・建築物外壁と一体的に整備される緑化で、ツル性の木本によるもの

フェンス・擁壁等の緑化

対象場所

- ・建築物の敷地
- ・建築物の敷地で道路等に面する場所

助成対象 ※1

- ・フェンスや擁壁を主たる誘引資材として利用する緑化で、ツル性の木本によるもの

道路等に面した緑化

対象場所

- ・建築物の敷地で道路等に面する場所で、道路等から奥行3mまで高低差が1m以内の敷地に整備されるもの

助成対象 ※1

- ・樹木緑化(高、中、低木)
- ・芝等緑化(芝・地被類、多年生草本)
※3※4

※1 助成条件等の詳細については、ホームページに掲載している事業要綱をご確認ください。

※2 中木の定義(1m以上2.5m未満の樹木)

※3 プランターのみの緑化は助成対象外です。

※4 一年草及び菜園は助成対象外です。



手続きの流れ

1

申請者
事前相談・お問合せ

2

申請者
助成金交付申請書の提出

3

緑の協会
事前検査(立会い)・申請書審査

4

緑の協会
助成金交付決定の通知

5

申請者
緑化工事

6

申請者
実績報告書の提出

7

緑の協会
完了検査(立会い)

8

緑の協会
助成金額確定の通知

9

申請者
請求書提出

10

緑の協会
助成金交付

GREEN×EXPO 2027を
応援しています



©Expo 2027

◆ 相談・お問合せ ◆
(公財)横浜市緑の協会 緑化推進課
電話 : 045-228-9428 FAX : 045-641-0821
メール : ryokka-mi@hama-midorinokyokai.or.jp